【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年12月14日
【計算期間】	第24特定期間（自 平成27年３月17日　至 平成27年９月15日）
【ファンド名】	オーストラリアインカムオープン
【発行者名】	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長　　金上　孝
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目12番１号
【事務連絡者氏名】	伊藤　晃
【連絡場所】	東京都千代田区有楽町一丁目12番１号
【電話番号】	03-6250-4740
【縦覧に供する場所】	該当ありません

【提出書類】	募集事項等記載書面
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年12月14日
【発行者名】	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長　　金上　孝
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	オーストラリアインカムオープン
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額　上限１兆円
【縦覧に供する場所】	該当ありません

（注）金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第５条第12項の規定により、募集事項等記載書面を有価証券報告書と併せて提出することにより、有価証券届出書を提出したものとみなされます。

【証券情報】

（１）【ファンドの名称】
オーストラリアインカムオープン（「ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】
追加型証券投資信託です。
当初元本は１口当たり１円です。
信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。
また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】
１兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】
取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。
また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。
（略称：オスイン）
なお、下記においてもご照会いただけます。
三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
お客様専用フリーダイヤル　0120-151034（受付時間：毎営業日の9:00～17:00）
ホームページアドレス　http://www.am.mufg.jp/
（注）基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。
なお、当ファンドでは１万口当たりの価額で表示されます。
毎営業日とは、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、１月２日および１月３日以外の日とします。以下、同じ。

（５）【申込手数料】
申込価額（発行価格）×2.7%※（税抜 2.5%）を上限として販売会社が定める手数料率
申込手数料は販売会社にご確認ください。
なお、下記においてもご照会いただけます。
三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
お客様専用フリーダイヤル　0120-151034（受付時間：毎営業日の9:00～17:00）
申込みには分配金受取りコース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。
※消費税および地方消費税に相当する金額（「消費税等相当額」といいます。）を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

（６）【申込単位】
申込単位は販売会社にご確認ください。
なお、下記においてもご照会いただけます。
三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
お客様専用フリーダイヤル　0120-151034（受付時間：毎営業日の9:00～17:00）
分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については１口単位とします。

（７）【申込期間】
平成27年12月15日から平成28年12月14日までです。
（注）上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（８）【申込取扱場所】
販売会社において申込みの取扱いを行います。
販売会社は、下記にてご確認いただけます。
三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
お客様専用フリーダイヤル　0120-151034（受付時間：毎営業日の9:00～17:00）

（９）【払込期日】
取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。
払込期日は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。
振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】
申込みを受け付けた販売会社とします。

(11)【振替機関に関する事項】
ファンドの受益権の振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。
ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。ファンドの分配金、償還金、解約代金は、社振法および振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(12)【その他】
該当事項はありません。

【有価証券報告書】

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】
（１）【ファンドの目的及び基本的性格】
当ファンドは、信託財産の成長をめざして運用を行います。
信託金の限度額は、700億円です。
当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
		債券		
	海外	不動産投信	MRF	
追加型	内外	その他資産（　　）	ETF	特殊型（　　）
		資産複合		

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式	年１回	グローバル	ファミリーファンド	あり（　　）	日経２２５	ブル・ベア型
一般	年２回	日本				
大型株	年４回	北米			ＴＯＰＩＸ	条件付運用型
中小型株	年６回（隔月）	欧州	ファンド・オブ・ファンズ	なし		
債券		アジア			その他（　　）	ロング・ショート型／絶対収益追求型
一般	年12回（毎月）	オセアニア				
公債	日々	中南米				
社債	その他（　　）	アフリカ				
その他債券		中近東（中東）				その他（　　）
クレジット属性（高格付債）		エマージング				
不動産投信						
その他資産（　　）						
資産複合（　　）						

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。
※ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。
※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	ＭＭＦ（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「ＭＭＦ等の運営に関する規則」に規定するＭＭＦをいいます。
	ＭＲＦ（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「ＭＭＦ等の運営に関する規則」に規定するＭＲＦをいいます。
	ＥＴＦ	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第１号および第２号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第９条の４の２に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（ＢＢＢ格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（ＢＢ格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信		信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産		信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合		信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年１回		信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年２回		信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年４回		信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年６回（隔月）		信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）		信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々		信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他		上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。

投資対象地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経２２５	信託約款において、日経２２５に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	ＴＯＰＩＸ	信託約款において、ＴＯＰＩＸに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

［ファンドの目的・特色］

ファンドの目的

豪ドル建ての公社債を主要投資対象とし、高格付けの公社債に分散投資することにより、安定した収益および公社債の利子収益の獲得をめざします。

ファンドの特色

1 豪ドル建ての債券に投資し、安定的な運用をめざします。

● 組入債券の種類

高格付けの豪ドル建ての国債、政府機関債、州政府債、社債、資産担保証券（ABS）、モーゲージ証券（MBS）、国際機関債等に分散投資します。

● 組入債券の格付け

組入債券の平均格付けは、原則としてAA－格相当以上を維持し、信用リスクの低減をめざします。また、投資する債券は、原則として購入時においてBBB－格相当以上の格付けを取得しているものに限定します。

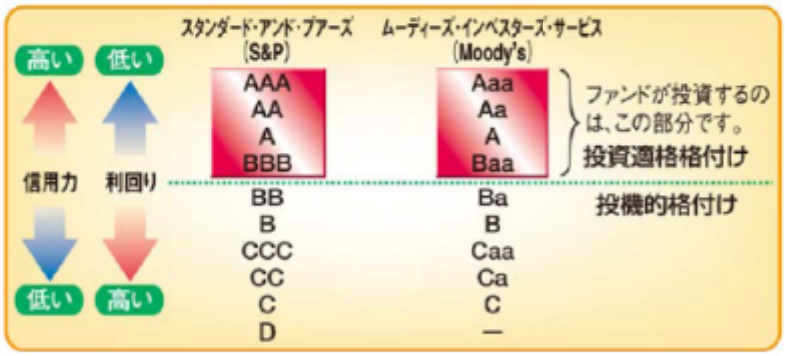

S＆PのAAからCCCまでの格付けには「＋，－」、Moody'sのAaからCaaまでの格付けには「1，2，3」という付加記号を省略して表示しています。
左図は格付けと利回りの間の一般的な関係を示したイメージ図であり、利回りは格付け以外の要因によっても変動するため、この関係通りの利回りが成立しない場合があります。

● 運用目標

ブルームバーグオーストラリア債券（総合）インデックス（円換算ベース）をベンチマークとします。

ブルームバーグオーストラリア債券（総合）インデックスとは、オーストラリアの債券市場の値動き（豪ドルベース）を表す指数です。
ブルームバーグオーストラリア債券（総合）インデックス（円換算ベース）は、ブルームバーグオーストラリア債券（総合）インデックスをもとに、委託会社が計算したものです。

ベンチマークとは、ファンドの運用を行うにあたって運用成果の目標基準とする指標です。

＜運用プロセス＞

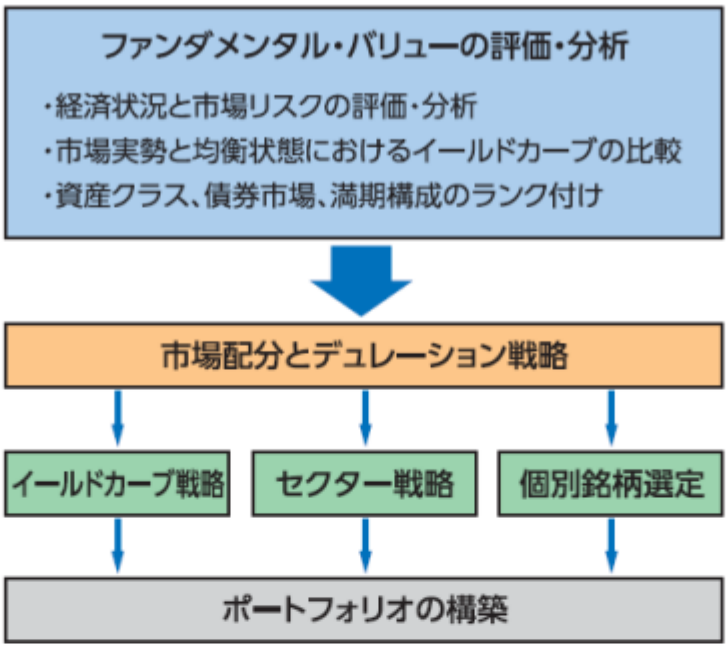

イールドカーブとは、同種類の債券の償還までの残存期間を横軸にとり、それに対応した利回りを縦軸にとった時に描かれる利回り曲線のことです。

デュレーションとは、債券の投資元本の回収に要する平均残存期間や金利感応度を意味する指標です。この値が大きいほど、金利変動に対する債券価格の変動率が大きくなります。

上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ（http://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html）でご覧いただけます。

＜為替の影響について＞

組入外貨建資産については原則として為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。

2 3ヵ月毎の安定した分配をめざします。

- 原則として、利子収入等を中心に、経費等を勘案したうえで、3ヵ月毎の決算時（原則として3･6･9･12月の各15日（休業日の場合は翌営業日））に安定した分配を行うことをめざします。
- 分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。また、分配金額は運用実績に応じて変動します。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

3 運用は、豪ドル建債券運用に実績があるUBSアセット・マネジメント（オーストラリア）リミテッドに委託します。

＜UBSアセット・マネジメント（オーストラリア）リミテッドについて＞

総合金融機関「UBS AG」の一員です

UBSアセット・マネジメント（オーストラリア）リミテッドは、総合金融機関「UBS AG」の資産運用部門「UBSアセット・マネジメント」に属し、「UBS AG」のオーストラリアにおける資産運用を担っており、シドニーとメルボルンに拠点を有します。

・「UBS AG」の概要
スイス銀行とスイス・ユニオン銀行の合併により1998年に設立。
世界の主要都市にオフィスを構える総合金融機関。

運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

主な投資制限

外貨建資産	外貨建資産への投資割合に制限を設けません。
デリバティブ	デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

ブルームバーグおよびブルームバーグオーストラリア債券（総合）インデックスは、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーの商標またはサービスマークです。
ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社（以下「ブルームバーグ」と総称します。）またはブルームバーグのライセンサーが、ブルームバーグオーストラリア債券（総合）インデックスに対する全ての権利を保有しています。ブルームバーグは、ブルームバーグオーストラリア債券（総合）インデックスに関連するいかなるデータまたは情報の適時性、正確性または完全性も保証するものではありません。ブルームバーグは、ブルームバーグオーストラリア債券（総合）インデックス、またはブルームバーグオーストラリア債券（総合）インデックスに関連するデータもしくは価値またはブルームバーグオーストラリア債券（総合）インデックスから得ることができる結果に関して、明示または黙示を問わず如何なる保証も行わず、ブルームバーグオーストラリア債券（総合）インデックスの商品性および特定の目的に対する適合性に関するあらゆる保証を明示的に否定します。指数に対して直接投資を行うことはできません。バックテストされたパフォーマンスは、実際のパフォーマンスではありません。法律上認められる最大限の範囲で、ブルームバーグ、ブルームバーグのライセンサー、およびこれらのそれぞれの従業員、業務受託者、代理人、サプライヤーおよびベンダーは、ブルームバーグオーストラリア債券（総合）インデックスまたはこれに関連するデータもしくは価値に関係して生じるいかなる傷害または損害についても、直接的、間接的、結果的、付随的、懲罰的またはその他であるかを問わず、何らの債務も責任も負いません（これらの者の過失その他に起因するか否かを問いません。）。ブルームバーグオーストラリア債券（総合）インデックスのいかなる部分も、金融商品の申込み、あるいはブルームバーグもしくはその関係会社による投資助言もしくは投資の推奨（すなわち、「買い」、「売り」、「保有」または特定の権利に関係するその他の取引を実行するか否かの推奨）またはブルームバーグもしくはその関係会社による投資もしくはその他の戦略に関する推奨を構成するものではなく、またそのように解釈されてはなりません。ブルームバーグオーストラリア債券（総合）インデックスから得ることができるデータおよびその他の情報は、投資判断の基礎とするために十分な情報とみなされるべきではありません。ブルームバーグオーストラリア債券（総合）インデックスが提供する全ての情報は、個人的なものではなく、いかなる者、法人または集団のニーズに対応したものでもありません。ブルームバーグおよびその関係会社は、証券またはその他の権利の将来のまたは予想される価値についての意見を表明するものではなく、いかなる種類の投資戦略について、明示的にも黙示的にも、いかなる推奨または提案も行うものではありません。

ブルームバーグまたはその子会社もしくは関係会社の三菱UFJ国際投信株式会社との唯一の関係は、一定の商標、商号およびサービスマークならびにブルームバーグオーストラリア債券（総合）インデックスのライセンス付与のみであり、ブルームバーグオーストラリア債券（総合）インデックスは、三菱UFJ国際投信株式会社またはオーストラリアインカムオープンを考慮することなく、ブルームバーグによって決定され、構成されかつ算出されています。ブルームバーグは、ブルームバーグオーストラリア債券（総合）インデックスの決定、構成または算出において、三菱UFJ国際投信株式会社またはオーストラリアインカムオープンの保有者のニーズを考慮する義務を負っていません。オーストラリアインカムオープンは、ブルームバーグまたはその子会社もしくは関係会社がスポンサーとなり、是認し、販売しまたは促進するものではありません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（２）【ファンドの沿革】

平成15年９月26日	設定日、信託契約締結、運用開始
平成17年10月１日	ファンドの委託会社としての業務をユーエフジェイパートナーズ投信株式会社から三菱ＵＦＪ投信株式会社に承継

（３）【ファンドの仕組み】

①委託会社およびファンドの関係法人の役割

投資家（受益者）

お申込金↓↑収益分配金、解約代金等

販売会社	募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

お申込金↓↑収益分配金、解約代金等

受託会社（受託者） 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 （再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	委託会社（委託者） 三菱ＵＦＪ国際投信株式会社	再委託先 ＵＢＳアセット・マネジメント（オーストラリア）リミテッド
信託財産の保管・管理等を行います。	信託財産の運用の指図、受益権の発行等を行います。	委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、ファンドにおける運用の指図を行います。

投資↓↑損益

有価証券等

②委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「募集・販売の取扱い等に関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。
委託会社と再委託先との契約 「信託財産の運用指図権限委託契約」	運用指図権限委託の内容およびこれに係る事務の内容、再委託先が受ける報酬等が定められています。

③委託会社の概況

・資本金

2,000百万円（平成27年９月末現在）

・沿革

平成９年５月　東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始

平成16年10月　東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更

平成17年10月　三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ投信株式会社に変更

平成27年７月　三菱ＵＦＪ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ国際投信株式会社に変更

・大株主の状況（平成27年９月末現在）

株　主　名	住　　所	所有株式数	所有比率
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号	107,855株	51.0%
三菱ＵＦＪ証券ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目５番２号	71,969株	34.0%
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目７番１号	31,757株	15.0%

２【投資方針】

（１）【投資方針】

豪ドル建ての公社債を主要投資対象とします。
豪ドル建ての国債、政府機関債、州政府債、社債、資産担保証券（ＡＢＳ）、モーゲージ証券（ＭＢＳ）、国際機関債等に分散投資を行います。
ブルームバーグオーストラリア債券（総合）インデックス（円換算ベース）をベンチマークとします。
ポートフォリオの平均格付は原則としてＡＡ－格相当以上を維持することとし、投資する公社債は原則として取得時においてＢＢＢ－格相当以上の格付を取得しているものに限ります。
ポートフォリオの平均デュレーション（注１）は原則としてベンチマーク±１年以内の範囲で調整します。なお、デュレーション調整等のため、債券先物取引等を利用する場合があります。
公社債の実質投資比率（組入現物公社債の時価総額に債券先物取引等の買建額を加算し、または債券先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）は、100％を超えることがあります。
組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
運用の指図に関する権限は、ＵＢＳアセット・マネジメント（オーストラリア）リミテッドに委託します。（注２）
なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（注１）デュレーションとは、債券の投資元本の回収に要する平均残存期間や金利感応度を意味する指標です。この値が大きいほど、金利変動に対する債券価格の変動率が大きくなります。
（注２）運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

（２）【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）
　イ．有価証券
　ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限ります。）
　　ａ．有価証券先物取引等
　　ｂ．スワップ取引
　　ｃ．金利先渡取引および為替先渡取引
　ハ．約束手形
　ニ．金銭債権
２．次に掲げる特定資産以外の資産
　イ．為替手形

②有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、次に掲げるものとします。

１．株券または新株引受権証書
２．国債証券
３．地方債証券
４．特別の法律により法人の発行する債券
５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
６．資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
８．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）

９．資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、１．から12．の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。16．において同じ。）で16．で定めるもの以外のもの
16. 投資法人債券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。以下16．において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
19. 預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
22. 抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
24. 外国の者に対する権利で23．の有価証券の性質を有するもの

なお、１．の証券または証書ならびに13．および19．の証券または証書のうち１．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２．から６．までの証券ならびに16．の証券ならびに13．および19．の証券または証書のうち２．から６．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14．および15．の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で５．の権利の性質を有するもの

④その他の投資対象

信託約款に定める次に掲げるもの。

・外国為替予約取引

（３）【運用体制】

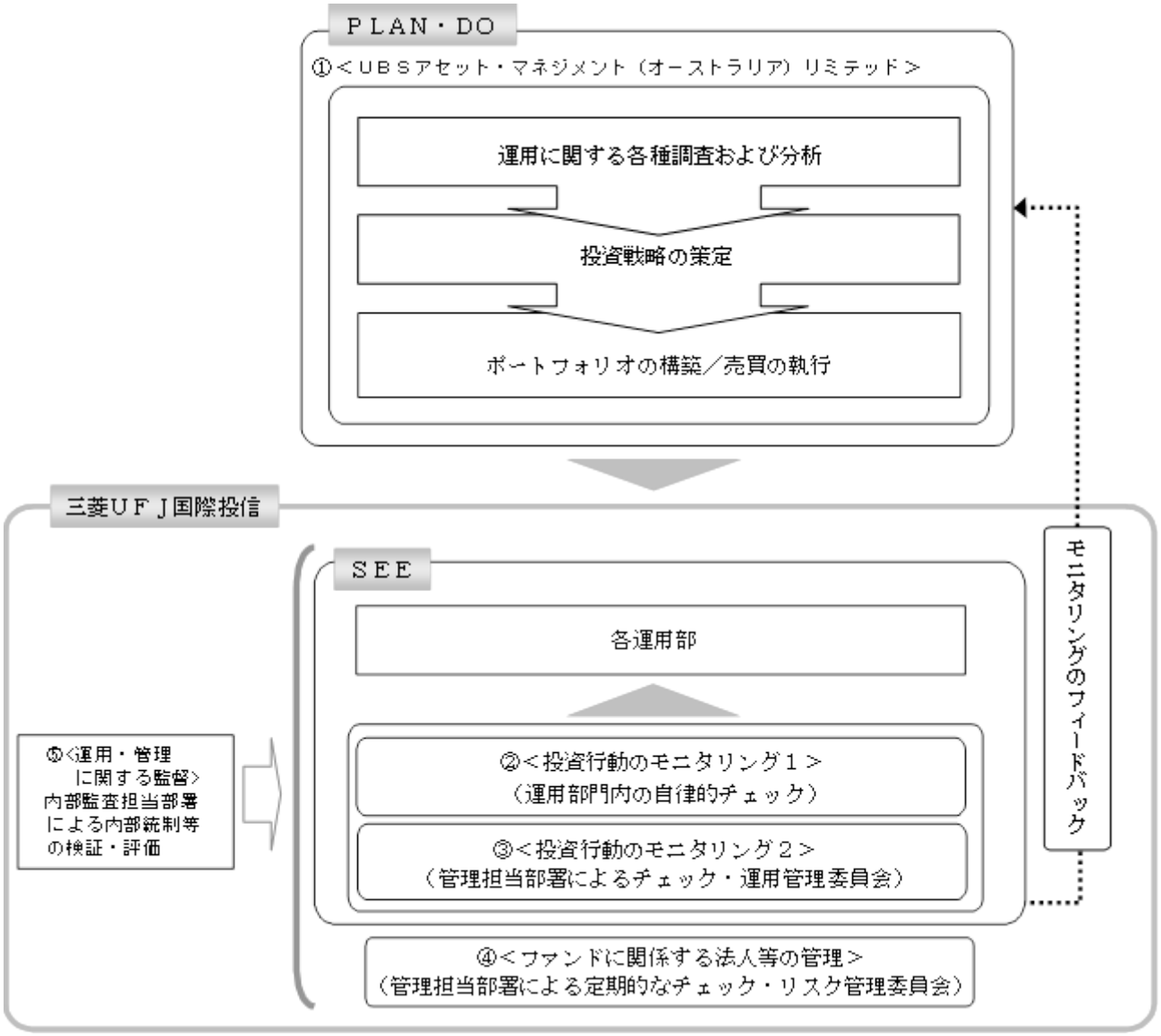

①運用の指図に関する権限の委託
当ファンドは運用の指図に関する権限を、ＵＢＳアセット・マネジメント（オーストラリア）リミテッド（「再委託先」といいます。）に委託しています。再委託先は与えられた運用の指図に関する権限の範囲内で投資戦略を策定し、ポートフォリオの構築を行います。

②投資行動のモニタリング１
委託会社では、各運用部の担当ファンドマネジャーが日々再委託先の運用の適切性を確認しているほか、運用部門としても投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

③投資行動のモニタリング２
委託会社では、運用部門から独立した管理担当部署が、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて委託会社の運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。その内容は更に運用部門から再委託先に還元されます。

④ファンドに関係する法人等の管理
再委託先、受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑤運用・管理に関する監督
内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性

を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

さらに、委託会社は、三菱ＵＦＪ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、質の高い運用サービスの提供に努めています。
ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

（４）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

①分配対象額は、経費等控除後の利子等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②収益分配金額は、経費等を控除後の利子等収益等を中心に、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

③収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

（５）【投資制限】

＜信託約款に定められた投資制限＞

①株式

委託会社は、信託財産に属する株式（株式を組入可能な投資信託証券、新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

②新株引受権証券および新株予約権証券

委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

③投資信託証券

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

④同一銘柄の株式等

ａ．委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

ｂ．委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤同一銘柄の転換社債等

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち、会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の３第１項第７号および第８号の定めがあるものをいいます。）の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥スワップ取引

ａ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

ｂ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ｃ．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ｄ．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑦信用取引

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

ｂ．ａ．の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

１．信託財産に属する株券および新株引受権証書により取得する株券
２．株式分割により取得する株券
３．有償増資により取得する株券
４．売出しにより取得する株券
５．信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（⑤に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
６．信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（５.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑧外国為替予約取引

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

ｂ．ａ．の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

ｃ．ｂ．の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑨有価証券の借入れ

有価証券の借入れを行いません。

⑩資金の借入れ

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ｂ．一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

ｃ．収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

⑪投資する株式等の範囲

ａ．委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

ｂ．ａ．の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

⑫金利先渡取引および為替先渡取引

ａ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

ｂ．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ｃ．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ｄ．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑬有価証券の貸付

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

１．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

２．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

ｂ．ａ．に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ｃ．委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑭特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

⑮デリバティブ取引等

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

＜その他法令等に定められた投資制限＞

・同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

３【投資リスク】

（１）投資リスク

当ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重に投資のご判断を行っていただく必要があります。

①市場リスク

（価格変動リスク）

一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受け公社債の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

（為替変動リスク）

主要投資対象である海外の公社債は外貨建資産であり、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

②信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

③流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

※留意事項

・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

・一般的に金利が低下した場合、資産担保証券（MBS、ABS）の担保となるローンの期限前返済が増加し、資産担保証券の期限前償還が増加することがあります。そのため当初期待した利回りでの再投資ができない可能性、もしくは証券を額面価額より高く購入している場合、償還損を被る可能性等があります。

（２）投資リスクに対する管理体制

「投資リスク」をファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、①運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うこと、②運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行うこと、を基本の考え方として、投資リスクの管理体制を構築しています。
また、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行うことにより、当ファンドの投資リスクを適切に管理するよう努めています。具体的な再委託先における投資リスクに対する管理体制および委託会社での再委託先の確認体制は、以下の通りです。

〔再委託先の投資リスクに対する管理体制〕

①ポートフォリオのリスク管理

ＵＢＳアセット・マネジメント・グループは、リスク分散により意図せざるリスクの影響を回避し、長期的な資産価値の増大を図ることができると考えています。リスク特性の分析にあたっては、ＵＢＳアセット・マネジメント・グループが開発したリスク管理システムを活用します。運用部門は、こうしたシステムを用いて、デュレーション、イールドカーブ戦略、セクター配分、および信用状況から生じるリスクを把握し、適正なリスクコントロールを行いながら、ポートフォリオを構築します。また、運用部門から独立したクライアントマネジメント部門が、ガイドラインとの整合性やリスク状況の確認を行います。

②内部管理体制

ＵＢＳアセット・マネジメント・グループでは、コンプライアンス（法令等遵守）に対する認識が組織全体に浸透しており、すべてのビジネス活動の根幹を成しています。すべての従業員がコンプライアンスに対して責任を負うとともに、経営陣によるコンプライアンス体制に関する強いサポートとコミットメントにより、一層、その有効性が高まっています。
ＵＢＳアセット・マネジメント・グループでは、コンプライアンス部門がすべての業務から独立した体制をとっています。このコンプライアンス部門は、各部門が法令・諸規則、投資ガイドライン、社内業務手続き等に沿って運営されているかを定期的にチェックします。さらに、必要に応じて、法令・諸規則および社内業務手続の遵守体制の整備・充実、業務手続きの見直しなどを行います。

〔委託会社における再委託先に対する確認体制〕

委託会社と再委託先の間で、再委託先がファンド運用コンセプトを維持し、適切に投資リスク管理が図られるよう運用指図権限委託契約として委託内容を定めています。また、委託会社は再委託先に対し定期的に書面による調査等を実施し、投資リスクに対する管理体制の確認を行っています。
また、再委託先からの定期的なデータ還元を受け、市場、信用、流動性の各リスクの運営状況の確認を行っているほか、委託会社自身でもモニタリングし、投資リスクを管理しています。

（３）代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

●ファンドの年間騰落率および基準価額（分配金再投資）の推移

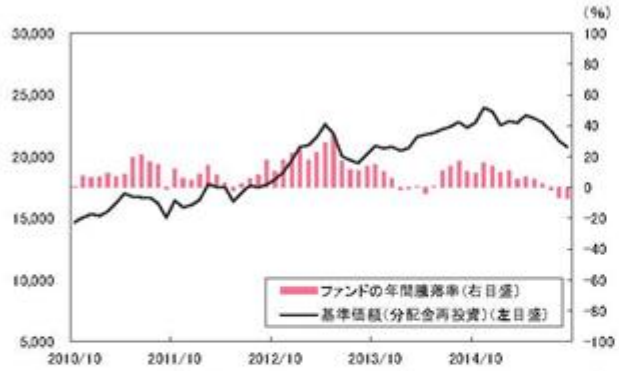

・ファンドの年間騰落率とは、当該各月末の基準価額（分配金再投資）から当該各月末の1年前の基準価額（分配金再投資）を控除した額を当該各月末の1年前の基準価額（分配金再投資）で除して得た数に100を乗じて得た数をいいます。

・ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

●ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

（2010年10月末～2015年9月末）

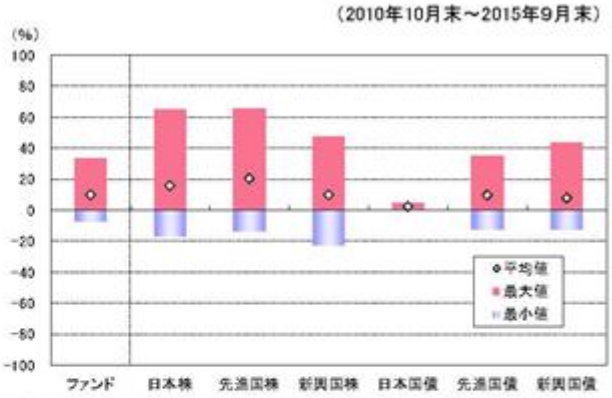

・グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大・最小騰落率（%）

	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	+9.7	+15.8	+20.5	+9.9	+2.3	+9.7	+7.9
最大値	+33.5	+65.0	+65.7	+47.4	+4.5	+34.9	+43.7
最小値	-7.0	-17.0	-13.6	-22.8	+0.4	-12.7	-12.4

（注）全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

・2010年10月～2015年9月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

資産クラス	指　数　名	注　記　等
日本株	TOPIX（配当込み）	TOPIX（配当込み）とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数（TOPIX）に、現金配当による権利落ちの修正を加えた株価指数です。TOPIX（配当込み）に関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIX（配当込み）の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIX（配当込み）の算出もしくは公表の停止またはTOPIX（配当込み）の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス（配当込み）	MSCIコクサイ・インデックス（配当込み）とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み）	MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み）とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCI エマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI（国債）	NOMURA－BPIとは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、NOMURA－BPI（国債）はそのサブインデックスです。わが国の国債で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の各指標が日々公表されます。NOMURA－BPI（国債）は野村證券株式会社の知的財産であり、運用成果等に関し、野村證券株式会社は一切関係ありません。
先進国債	シティ世界国債インデックス（除く日本）	シティ世界国債インデックス（除く日本）は、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

（注）海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

４【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込価額（発行価格）×2.7%※（税抜 2.5%）を上限として販売会社が定める手数料率
申込手数料は販売会社にご確認ください。
なお、下記においてもご照会いただけます。
　三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
　お客様専用フリーダイヤル　0120-151034（受付時間：毎営業日の9:00～17:00）
申込みには分配金受取りコース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。
※消費税および地方消費税に相当する金額（「消費税等相当額」といいます。）を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

（２）【換金（解約）手数料】

解約手数料はかかりません。
ただし、解約時に信託財産留保額（当該基準価額の0.2%）が差し引かれます。
※換金の詳細については販売会社にご確認ください。

（３）【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、以下により計算されます。

　信託財産の純資産総額 × 年1.188%※（税抜 年1.1%）

委託会社は、信託報酬から、販売会社に対し、販売会社の行う業務に対する報酬を支払います。したがって、実質的な信託報酬の配分は、次の通りとなります。

委託会社	販売会社	受託会社
年0.594%※ （税抜 年0.55%）	年0.54%※ （税抜 年0.5%）	年0.054%※ （税抜 年0.05%）

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。
※消費税等相当額を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。
再委託先が受ける報酬は、委託会社が受ける報酬から、毎計算期末から15営業日以内ならびに信託終了のときに支払われ、その報酬額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じ、次に定める率を、信託財産の純資産総額に乗じて得た金額とします。

信託財産の純資産総額	
350億円未満の部分	年0.25%
350億円以上700億円未満の部分	年0.2%
700億円以上の部分	年0.15%

（４）【その他の手数料等】

①信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。
②信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立て替えた立替金の利息および借入金の利息は、受益者の負担として信託財産から支払われます。
③上記の信託事務の処理に要する諸費用には、有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等、外国での資産の保管等に要する費用等が含まれます。

（＊）「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

ご投資家のみなさまにご負担いただく手数料等の合計額については、お申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

◇費用または費用を対価とする役務の内容について

費用名	直接・間接※	説明
申込手数料	直接	商品および投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等の対価
換金（解約）手数料	直接	商品の換金に関する事務手続等の対価
信託財産留保額	直接	信託期間の途中で換金する場合に、換金に必要な費用を賄うため換金代金から控除され、信託財産中に留保される額
信託報酬	間接	（委託会社（再委託先への報酬を含む場合があります。）） ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等の対価 （販売会社） 分配金・償還金・換金代金支払等の事務手続き、交付運用報告書等の送付、購入後の説明・情報提供等の対価 （受託会社） 投資信託財産の保管・管理、運用指図の実行等の対価
監査報酬	間接	ファンドの決算時等に監査法人から監査を受けるための費用
売買委託手数料	間接	有価証券等を売買する際に発生する費用
保管費用（カストディフィー）	間接	外国での資産の保管等に要する費用

上記は一般的な用語について説明したものです。
※受益者が直接的に負担する費用か、間接的に負担する費用かの区別です。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

①個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

１．収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315％（所得税15％、復興特別所得税0.315％、地方税５％）の税率※で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

２．解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315％（所得税15％、復興特別所得税0.315％、地方税５％）の税率※による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315％（所得税15％、復興特別所得税0.315％、地方税５％）の税率※で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ（ニーサ）」の適用対象です。ＮＩＳＡをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・

譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率※で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、当ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

◇個別元本について

①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

③受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

◇収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※上記は平成27年９月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

平成27年9月30日現在
（単位：円）

資産の種類	国／地域名	時価合計	投資比率(%)
国債証券	オーストラリア	1,681,724,870	18.33
地方債証券	オーストラリア	100,532,632	1.10
特殊債券	オーストラリア	3,271,760,102	35.67
社債券	オーストラリア	3,577,115,601	39.00
コール・ローン、その他資産（負債控除後）	―	541,167,784	5.90
純資産総額		9,172,300,989	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他の資産の投資状況

平成27年9月30日現在
（単位：円）

資産の種類	時価合計	投資比率(%)
債券先物取引　（買建）	544,779,830	5.94
債券先物取引　（売建）	877,961,295	△9.57

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

ａ評価額上位３０銘柄

平成27年9月30日現在

国／地域	銘　柄	種類	業種	券面総額	上段：帳簿価額 下段：評 価 額 単価（円）	金額（円）	利率（%） 償還期限 (年/月/日)	投資比率 (%)
オーストラリア	5.5 AUST GOVT 230421	国債証券	―	3,500,000.00	10,139.98 10,185.7183	354,899,638 356,500,141	5.500000 2023/04/21	3.89
オーストラリア	3.25 AUST GOVT 250421	国債証券	―	3,800,000.00	8,796.45 8,873.4576	334,265,430 337,191,391	3.250000 2025/04/21	3.68
オーストラリア	2.5 WEST AUST TRE 200722	特殊債券	―	4,000,000.00	8,361.17 8,410.0853	334,447,168 336,403,412	2.500000 2020/07/22	3.67
オーストラリア	4 NEWSWALES 230420	特殊債券	―	3,600,000.00	9,082.53 9,144.9546	326,971,140 329,218,367	4.000000 2023/04/20	3.59
オーストラリア	5.75 AUST GOVT 220715	国債証券	―	3,000,000.00	10,172.52 10,202.1100	305,175,627 306,063,300	5.750000 2022/07/15	3.34
オーストラリア	4.75 AUST GOVT 270421	国債証券	―	2,400,000.00	9,977.66 10,072.0692	239,464,075 241,729,660	4.750000 2027/04/21	2.64
オーストラリア	5.75 COMMONWEALTH 170125	社債券	―	2,700,000.00	8,785.81 8,775.6034	237,217,051 236,941,292	5.750000 2017/01/25	2.58
オーストラリア	6 NEWSWALES 220301	特殊債券	―	2,200,000.00	10,078.50 10,122.7237	221,727,180 222,699,922	6.000000 2022/03/01	2.43
オーストラリア	4.5 AUST GOVT 330421	国債証券	―	2,000,000.00	9,885.79 10,032.7291	197,715,844 200,654,582	4.500000 2033/04/21	2.19
オーストラリア	6.5 EUROPEAN INVE 190807	特殊債券	―	1,900,000.00	9,610.35 9,626.6436	182,596,703 182,906,229	6.500000 2019/08/07	1.99
オーストラリア	6 QUEENSLAND 220721	特殊債券	―	1,800,000.00	10,035.79 10,079.7186	180,644,351 181,434,935	6.000000 2022/07/21	1.98
オーストラリア	3.5 QUEENSLAND 170921	特殊債券	―	2,000,000.00	8,631.75 8,644.1503	172,635,030 172,883,007	3.500000 2017/09/21	1.88
オーストラリア	5.75 WESTPAC BANK 170206	社債券	―	1,900,000.00	8,796.82 8,785.3627	167,139,583 166,921,892	5.750000 2017/02/06	1.82
オーストラリア	4.25 QUEENSLAND 230721	特殊債券	―	1,800,000.00	9,095.43 9,161.8002	163,717,828 164,912,404	4.250000 2023/07/21	1.80
オーストラリア	5.75 QUEENSLAND 240722	特殊債券	―	1,600,000.00	10,079.59 10,147.9081	161,273,481 162,366,530	5.750000 2024/07/22	1.77
オーストラリア	4.75 QUEENSLAND 250721	特殊債券	―	1,600,000.00	9,454.10 9,544.7187	151,265,633 152,715,500	4.750000 2025/07/21	1.66
オーストラリア	6.25 KFW 180223	特殊債券	―	1,500,000.00	9,188.38 9,185.4967	137,825,700 137,782,451	6.250000 2018/02/23	1.50
オーストラリア	3.75 AUST GOVT 370421	国債証券	―	1,500,000.00	8,938.35 9,097.1413	134,075,279 136,457,119	3.750000 2037/04/21	1.49
オーストラリア	6.25 CIE FINANCEM 170130	社債券	―	1,500,000.00	8,806.22 8,786.1361	132,093,397 131,792,041	6.250000 2017/01/30	1.44
オーストラリア	4 QUEENSLAND 190621	特殊債券	―	1,400,000.00	8,899.81 8,929.0801	124,597,346 125,007,122	4.000000 2019/06/21	1.36

オーストラリア	6.5 MEDL 2011-1A2 421122	社債券	―	1,300,000.00	8,575.03 8,560.5527	111,475,471 111,287,185	6.500000 2042/11/22	1.21
オーストラリア	4 SUNCORP METWAY 171109	社債券	―	1,200,000.00	8,656.56 8,767.9371	103,878,792 105,215,245	4.000000 2017/11/09	1.15
オーストラリア	6 KFW 200820	特殊債券	―	1,000,000.00	9,672.07 9,689.4869	96,720,780 96,894,869	6.000000 2020/08/20	1.06
オーストラリア	4.5 WESTPAC BANKI 190225	社債券	―	1,000,000.00	8,865.00 8,859.8315	88,650,096 88,598,315	4.500000 2019/02/25	0.97
オーストラリア	4.25 COMMONWEALTH 190424	社債券	―	1,000,000.00	8,796.29 8,797.7700	87,962,905 87,977,700	4.250000 2019/04/24	0.96
オーストラリア	4.25 NATIONAL AUS 190520	社債券	―	1,000,000.00	8,790.03 8,790.8855	87,900,365 87,908,855	4.250000 2019/05/20	0.96
オーストラリア	3.75 INTL BK RECO 190123	特殊債券	―	1,000,000.00	8,768.97 8,786.6320	87,689,710 87,866,320	3.750000 2019/01/23	0.96
オーストラリア	4.5 BARCLAYS B 190404	社債券	―	1,000,000.00	8,771.50 8,781.8238	87,715,012 87,818,238	4.500000 2019/04/04	0.96
オーストラリア	6 EXPORT FIN & IN 201112	特殊債券	―	900,000.00	9,738.09 9,752.1032	87,642,889 87,768,928	6.000000 2020/11/12	0.96
オーストラリア	7 SCENTRE GROUP T 161018	社債券	―	1,000,000.00	8,761.34 8,748.7294	87,613,468 87,487,294	7.000000 2016/10/18	0.95

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

ｂ全銘柄の種類／業種別投資比率

平成27年9月30日現在

種類／業種別	投資比率(%)
国債証券	18.33
地方債証券	1.10
特殊債券	35.67
社債券	39.00
合　計	94.10

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

平成27年9月30日現在

資産の種類	取引所名	建別	数量	通貨	簿価	評価額	評価額(円)	投資比率(%)
債券先物取引								
AUST10Y（2015年12月限）	シドニー先物取引所	買建	50	オーストラリアドル	6,423,657.50	6,480,845.00	544,779,830	5.94
AUST3Y（2015年12月限）	シドニー先物取引所	売建	93	オーストラリアドル	10,425,613.41	10,444,459.86	877,961,295	△9.57

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該投資資産の評価金額の比率です。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および平成27年9月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額	基準価額 （１万口当たりの純資産価額）
第9計算期間末日 （平成17年12月15日）	23,815,478,955　（分配付） 23,540,901,922　（分配落）	11,608　（分配付） 11,475　（分配落）
第10計算期間末日 （平成18年 3月15日）	24,561,074,172　（分配付） 24,270,908,758　（分配落）	11,383　（分配付） 11,249　（分配落）
第11計算期間末日 （平成18年 6月15日）	23,977,906,966　（分配付） 23,686,928,488　（分配落）	11,017　（分配付） 10,883　（分配落）
第12計算期間末日 （平成18年 9月15日）	24,176,334,745　（分配付） 23,882,427,407　（分配落）	11,471　（分配付） 11,332　（分配落）
第13計算期間末日 （平成18年12月15日）	23,585,531,919　（分配付） 23,251,714,153　（分配落）	11,900　（分配付） 11,732　（分配落）
第14計算期間末日 （平成19年 3月15日）	21,817,117,699　（分配付） 21,506,283,066　（分配落）	11,886　（分配付） 11,717　（分配落）
第15計算期間末日 （平成19年 6月15日）	22,655,582,463　（分配付） 22,362,969,511　（分配落）	12,977　（分配付） 12,809　（分配落）

第16計算期間末日 （平成19年 9月18日）	20,961,294,861 （分配付） 20,668,562,144 （分配落）	12,107 （分配付） 11,938 （分配落）
第17計算期間末日 （平成19年12月17日）	21,151,885,833 （分配付） 20,848,539,733 （分配落）	12,166 （分配付） 11,991 （分配落）
第18計算期間末日 （平成20年 3月17日）	19,453,686,928 （分配付） 19,146,055,049 （分配落）	11,289 （分配付） 11,111 （分配落）
第19計算期間末日 （平成20年 6月16日）	20,925,706,857 （分配付） 20,612,476,040 （分配落）	12,322 （分配付） 12,137 （分配落）
第20計算期間末日 （平成20年 9月16日）	17,293,702,056 （分配付） 16,991,943,096 （分配落）	10,558 （分配付） 10,374 （分配落）
第21計算期間末日 （平成20年12月15日）	12,716,046,319 （分配付） 12,423,055,661 （分配落）	8,029 （分配付） 7,844 （分配落）
第22計算期間末日 （平成21年 3月16日）	13,607,775,383 （分配付） 13,308,860,624 （分配落）	8,402 （分配付） 8,217 （分配落）
第23計算期間末日 （平成21年 6月15日）	16,280,479,181 （分配付） 15,975,865,201 （分配落）	9,888 （分配付） 9,703 （分配落）
第24計算期間末日 （平成21年 9月15日）	16,390,665,705 （分配付） 16,086,354,182 （分配落）	9,879 （分配付） 9,696 （分配落）
第25計算期間末日 （平成21年12月15日）	17,173,853,978 （分配付） 16,857,744,017 （分配落）	10,051 （分配付） 9,866 （分配落）
第26計算期間末日 （平成22年 3月15日）	17,645,045,061 （分配付） 17,327,826,488 （分配落）	10,290 （分配付） 10,105 （分配落）
第27計算期間末日 （平成22年 6月15日）	16,193,250,610 （分配付） 15,886,250,890 （分配落）	9,758 （分配付） 9,573 （分配落）
第28計算期間末日 （平成22年 9月15日）	16,408,860,177 （分配付） 16,101,897,214 （分配落）	9,889 （分配付） 9,704 （分配落）
第29計算期間末日 （平成22年12月15日）	16,057,990,735 （分配付） 15,764,269,110 （分配落）	10,114 （分配付） 9,929 （分配落）
第30計算期間末日 （平成23年 3月15日）	15,310,859,764 （分配付） 15,028,534,263 （分配落）	10,033 （分配付） 9,848 （分配落）
第31計算期間末日 （平成23年 6月15日）	15,126,883,367 （分配付） 14,860,205,580 （分配落）	10,494 （分配付） 10,309 （分配落）
第32計算期間末日 （平成23年 9月15日）	14,641,549,046 （分配付） 14,366,603,436 （分配落）	9,852 （分配付） 9,667 （分配落）
第33計算期間末日 （平成23年12月15日）	14,312,181,025 （分配付） 14,035,440,059 （分配落）	9,568 （分配付） 9,383 （分配落）
第34計算期間末日 （平成24年 3月15日）	14,820,052,496 （分配付） 14,563,164,264 （分配落）	10,673 （分配付） 10,488 （分配落）
第35計算期間末日 （平成24年 6月15日）	13,982,760,136 （分配付） 13,724,402,156 （分配落）	10,013 （分配付） 9,828 （分配落）
第36計算期間末日 （平成24年 9月18日）	14,183,097,262 （分配付） 13,926,153,456 （分配落）	10,212 （分配付） 10,027 （分配落）
第37計算期間末日 （平成24年12月17日）	14,823,541,824 （分配付） 14,573,444,550 （分配落）	10,965 （分配付） 10,780 （分配落）
第38計算期間末日 （平成25年 3月15日）	14,140,377,030 （分配付） 13,924,225,745 （分配落）	12,102 （分配付） 11,917 （分配落）
第39計算期間末日 （平成25年 6月17日）	11,471,151,342 （分配付） 11,280,488,785 （分配落）	11,130 （分配付） 10,945 （分配落）
第40計算期間末日 （平成25年 9月17日）	11,320,134,367 （分配付） 11,129,657,635 （分配落）	10,995 （分配付） 10,810 （分配落）
第41計算期間末日 （平成25年12月16日）	10,997,702,328 （分配付） 10,810,877,343 （分配落）	10,890 （分配付） 10,705 （分配落）
第42計算期間末日 （平成26年 3月17日）	10,696,521,112 （分配付） 10,513,294,456 （分配落）	10,800 （分配付） 10,615 （分配落）
第43計算期間末日 （平成26年 6月16日）	10,957,424,496 （分配付） 10,778,318,696 （分配落）	11,318 （分配付） 11,133 （分配落）
第44計算期間末日 （平成26年 9月16日）	10,758,486,891 （分配付） 10,583,406,789 （分配落）	11,368 （分配付） 11,183 （分配落）
第45計算期間末日 （平成26年12月15日）	10,796,647,978 （分配付） 10,624,581,659 （分配落）	11,608 （分配付） 11,423 （分配落）

第46計算期間末日 （平成27年 3月16日）	10,634,606,060 （分配付） 10,456,563,399 （分配落）	11,050 （分配付） 10,865 （分配落）
第47計算期間末日 （平成27年 6月15日）	10,663,036,529 （分配付） 10,484,241,407 （分配落）	11,033 （分配付） 10,848 （分配落）
第48計算期間末日 （平成27年 9月15日）	9,546,475,630 （分配付） 9,369,810,954 （分配落）	9,997 （分配付） 9,812 （分配落）
平成26年 9月末日	10,535,583,961	11,065
10月末日	10,780,411,234	11,283
11月末日	11,119,984,519	11,870
12月末日	10,690,032,382	11,530
平成27年 1月末日	10,222,476,792	10,981
2月末日	10,602,666,710	11,158
3月末日	10,595,946,172	10,898
4月末日	10,920,899,344	11,198
5月末日	10,717,565,311	11,077
6月末日	10,330,091,968	10,728
7月末日	10,025,047,846	10,425
8月末日	9,592,669,646	10,016
9月末日	9,172,300,989	9,607

②【分配の推移】

	１万口当たりの分配金
第9計算期間	135円
第10計算期間	135円
第11計算期間	135円
第12計算期間	140円
第13計算期間	170円
第14計算期間	170円
第15計算期間	170円
第16計算期間	170円
第17計算期間	175円
第18計算期間	180円
第19計算期間	185円
第20計算期間	185円
第21計算期間	185円
第22計算期間	185円
第23計算期間	185円
第24計算期間	185円
第25計算期間	185円
第26計算期間	185円
第27計算期間	185円
第28計算期間	185円
第29計算期間	185円
第30計算期間	185円
第31計算期間	185円
第32計算期間	185円
第33計算期間	185円
第34計算期間	185円
第35計算期間	185円
第36計算期間	185円
第37計算期間	185円
第38計算期間	185円
第39計算期間	185円
第40計算期間	185円
第41計算期間	185円
第42計算期間	185円
第43計算期間	185円
第44計算期間	185円
第45計算期間	185円

第46計算期間	185円
第47計算期間	185円
第48計算期間	185円

③【収益率の推移】

	収益率（%）
第9計算期間	4.58
第10計算期間	△0.80
第11計算期間	△2.06
第12計算期間	5.40
第13計算期間	5.01
第14計算期間	1.31
第15計算期間	10.75
第16計算期間	△5.48
第17計算期間	1.90
第18計算期間	△5.85
第19計算期間	10.89
第20計算期間	△13.00
第21計算期間	△22.60
第22計算期間	7.11
第23計算期間	20.33
第24計算期間	1.81
第25計算期間	3.66
第26計算期間	4.29
第27計算期間	△3.43
第28計算期間	3.30
第29計算期間	4.22
第30計算期間	1.04
第31計算期間	6.55
第32計算期間	△4.43
第33計算期間	△1.02
第34計算期間	13.74
第35計算期間	△4.52
第36計算期間	3.90
第37計算期間	9.35
第38計算期間	12.26
第39計算期間	△6.60
第40計算期間	0.45
第41計算期間	0.74
第42計算期間	0.88
第43計算期間	6.62
第44計算期間	2.11
第45計算期間	3.80
第46計算期間	△3.26
第47計算期間	1.54
第48計算期間	△7.84

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第9計算期間	4,130,501,034	1,366,579,363	20,515,643,253
第10計算期間	2,096,817,474	1,035,548,385	21,576,912,342
第11計算期間	1,087,211,424	899,516,026	21,764,607,740
第12計算期間	651,933,586	1,341,222,316	21,075,319,010
第13計算期間	524,538,354	1,780,776,480	19,819,080,884
第14計算期間	309,801,853	1,774,336,659	18,354,546,078
第15計算期間	356,458,602	1,252,338,922	17,458,665,758
第16計算期間	846,829,396	991,937,221	17,313,557,933
第17計算期間	775,606,218	702,596,222	17,386,567,929
第18計算期間	371,409,649	526,040,542	17,231,937,036
第19計算期間	379,908,357	628,989,908	16,982,855,485
第20計算期間	571,083,576	1,174,034,173	16,379,904,888
第21計算期間	528,162,709	1,070,734,693	15,837,332,904
第22計算期間	699,982,427	340,937,932	16,196,377,399
第23計算期間	990,964,491	721,721,314	16,465,620,576
第24計算期間	937,096,924	811,953,400	16,590,764,100
第25計算期間	1,173,076,900	676,816,028	17,087,024,972
第26計算期間	685,619,065	625,694,136	17,146,949,901
第27計算期間	654,421,070	1,206,791,491	16,594,579,480
第28計算期間	534,273,638	536,260,496	16,592,592,622
第29計算期間	354,349,912	1,070,097,926	15,876,844,608
第30計算期間	433,277,852	1,049,284,566	15,260,837,894
第31計算期間	750,009,885	1,595,832,251	14,415,015,528
第32計算期間	1,245,376,197	798,466,812	14,861,924,913
第33計算期間	1,103,069,095	1,006,022,857	14,958,971,151
第34計算期間	1,065,924,610	2,139,045,342	13,885,850,419
第35計算期間	984,222,267	904,776,423	13,965,296,263
第36計算期間	1,037,673,014	1,114,114,883	13,888,854,394
第37計算期間	1,575,497,146	1,945,579,965	13,518,771,575
第38計算期間	432,091,386	2,267,009,700	11,683,853,261
第39計算期間	330,657,051	1,708,426,115	10,306,084,197
第40計算期間	558,903,776	568,948,362	10,296,039,611
第41計算期間	541,203,260	738,594,993	10,098,647,878
第42計算期間	481,327,834	675,832,118	9,904,143,594
第43計算期間	323,590,621	546,339,589	9,681,394,626
第44計算期間	272,510,298	490,115,616	9,463,789,308
第45計算期間	286,674,602	449,581,785	9,300,882,125
第46計算期間	592,287,049	269,241,516	9,623,927,658
第47計算期間	430,349,001	389,675,447	9,664,601,212
第48計算期間	272,370,952	387,530,203	9,549,441,961

［参考情報］

運用実績

1 基準価額・純資産の推移（2005年9月30日～2015年9月30日）

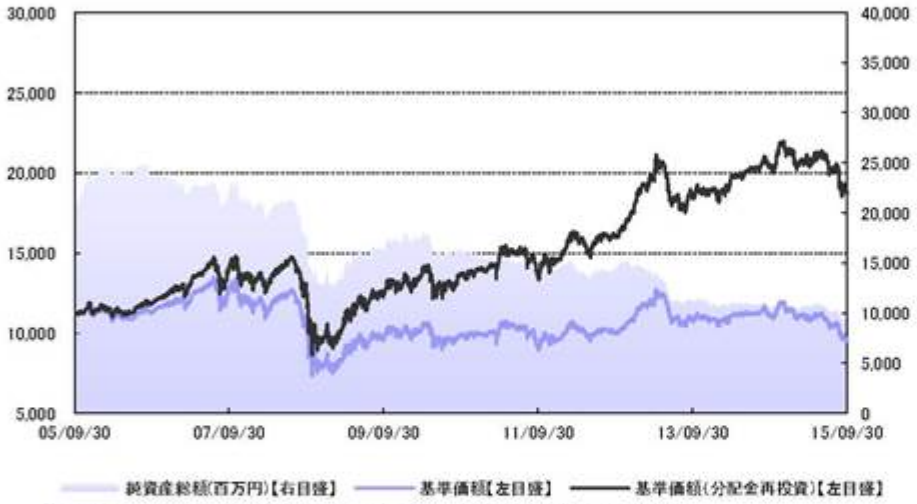

・基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
・基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を再投資したものとして計算

2 分配の推移

2015 年 9月	185円
2015 年 6月	185円
2015 年 3月	185円
2014 年 12月	185円
2014 年 9月	185円
2014 年 6月	185円
直近1年間累計	740円
設定来累計	8,135円

・分配金は1万口当たり、税引前

3 主要な資産の状況（2015年9月30日現在）

種別構成	比率
国債	18.3%
地方債	1.1%
特殊債	35.7%
社債	39.0%
コールローン他（負債控除後）	5.9%
合計	100.0%

	組入上位銘柄	種別	比率
1	5.5 AUST GOVT 230421	国債	3.9%
2	3.25 AUST GOVT 250421	国債	3.7%
3	2.5 WEST AUST TRE 200722	特殊債	3.7%
4	4 NEWSWALES 230420	特殊債	3.6%
5	5.75 AUST GOVT 220715	国債	3.3%
6	4.75 AUST GOVT 270421	国債	2.6%
7	5.75 COMMONWEALTH 170125	社債	2.6%
8	6 NEWSWALES 220301	特殊債	2.4%
9	4.5 AUST GOVT 330421	国債	2.2%
10	6.5 EUROPEAN INVE 190807	特殊債	2.0%

その他資産の状況	比率
債券先物取引 （買建）	5.9%
債券先物取引 （売建）	-9.6%

・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率（小数点第二位四捨五入）

4 年間収益率の推移

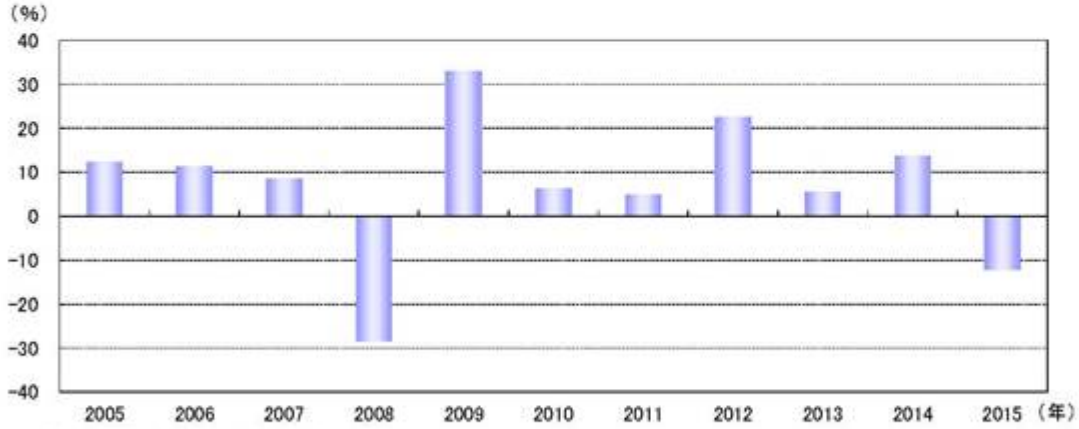

・収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
・2015年は9月30日までの収益率を表示

- ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ファンドの運用状況等は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

申込みの受付	原則として、いつでも申込みができます。 ただし、以下の日は申込みができません。 　シドニー先物取引所の休業日 　シドニーの銀行の休業日 　その他シドニーにおける債券市場の取引停止日
申込単位	販売会社が定める単位
申込価額	申込受付日の翌営業日の基準価額
申込価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
申込単位・申込価額の照会方法	申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。 また、下記においてもご照会いただけます。 　三菱ＵＦＪ国際投信株式会社 　お客様専用フリーダイヤル　0120-151034 　（受付時間：毎営業日の9:00～17:00） なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。 　ホームページアドレス　http://www.am.mufg.jp/
申込手数料	申込価額×2.7%※（税抜 2.5%）を上限として販売会社が定める手数料率 分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。 ※消費税等相当額を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。
申込方法	取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。 取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。 なお、申込みには分配金受取りコース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）を選択する場合には、取得申込者と販売会社との間で別に定める累積投資契約（販売会社によっては別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を使用する場合があり、この場合は当該別の名称に読み替えます。）を締結するものとします。申込みコースの取扱いは販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。 取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。
申込受付時間	原則、午後３時までに受け付けた取得申込み（当該申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の申込みとします。当該時刻を過ぎての申込みは、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。
その他	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みを取り消すことがあります。

２【換金（解約）手続等】

解約の受付	原則として、いつでも解約の請求ができます。 ただし、以下の日は解約の請求ができません。 　シドニー先物取引所の休業日 　シドニーの銀行の休業日 　その他シドニーにおける債券市場の取引停止日
解約単位	１万口単位または１口単位のいずれか販売会社が定める単位
解約価額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額－信託財産留保額
信託財産留保額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額×0.2%

解約価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
解約価額の照会方法	解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。 なお、下記においてもご照会いただけます。 三菱ＵＦＪ国際投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル　0120-151034 （受付時間：毎営業日の9:00～17:00） ホームページアドレス　http://www.am.mufg.jp/
支払開始日	原則として解約請求受付日から起算して５営業日目から販売会社において支払います。
解約請求受付時間	原則、午後３時までに受け付けた解約請求（当該解約請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の請求とします。当該時刻を過ぎての請求は、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に解約請求を締め切ることとしている場合があります。 詳しくは販売会社にご確認ください。
その他	委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。 委託会社は、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。 受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

※換金の詳細については販売会社にご確認ください。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額の算出方法	基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数 なお、当ファンドでは１万口当たりの価額で表示されます。 （注）「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。 （主な評価方法） 株式：原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、外国金融商品市場における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。 公社債等：原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、第一種金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。 外貨建資産：原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。 外国為替予約取引：原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。
基準価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。

基準価額の照会方法	基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。 また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。 なお、下記においてもご照会いただけます。 三菱ＵＦＪ国際投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル　0120-151034 （受付時間：毎営業日の9:00～17:00） ホームページアドレス　http://www.am.mufg.jp/

（２）【保管】

受益証券の保管	該当事項はありません。

（３）【信託期間】

信託期間	平成15年９月26日から無期限 ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。

（４）【計算期間】

計算期間	原則として、毎年３月16日から６月15日まで、６月16日から９月15日まで、９月16日から12月15日まで、および12月16日から翌年３月15日まで 上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は、この該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日はファンドの信託期間終了日とします。

（５）【その他】

ファンドの償還条件等	委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還） ・受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合 ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。 委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。
信託約款の変更	委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。委託会社は、信託約款を変更しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。
ファンドの償還等に関する開示方法	委託会社は、ファンドの任意償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ、原則としてこれらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。この公告および書面には、原則として、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。

異議申立て および 反対者の 買取請求権	受益者は、委託会社がファンドの任意償還または信託約款について重大な内容の変更を行おうとする場合、原則として、一定の期間（１ヵ月以上）内に委託会社に対して異議を述べることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の２分の１を超えるときは、ファンドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。
関係法人との 契約の更改	委託会社と販売会社との間で締結された「募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は、契約締結日から１ヵ年とし、期間満了３ヵ月前までに相手方に対し、何らの意思表示のないときは、同一の条件で契約を更新するものとし、その後も同様とします。 委託会社と再委託先との間で締結された契約の期間は、契約締結日から１ヵ年とし、期間満了２ヵ月前までに相手方に対し、書面による契約終了の申出がない限り、本契約は１年間自動的に延長されるものとし、その後もまた同様とします。
交付運用報告書	委託会社は、毎年３月および９月に終了する計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。
委託会社の 事業の譲渡 および承継に 伴う取扱い	委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。
受託会社の 辞任および 解任に伴う 取扱い	受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。
信託事務処理 の再信託	受託会社は、ファンドの信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託します。日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。
公告	委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 http://www.am.mufg.jp/ なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

４【受益者の権利等】

受益者の権利の主な内容は以下の通りです。

収益分配金に 対する請求権	受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。 「分配金受取りコース（一般コース）」 ・収益分配金は、原則として決算日から起算して５営業日までに支払いを開始します。 ・収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 ・受益者が、収益分配金について支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。 「分配金再投資コース（累積投資コース）」 ・収益分配金は、課税後、原則として毎計算期間の終了日（決算日）の翌営業日に、累積投資契約に基づいて再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。詳しくは販売会社にご確認ください。

償還金に 対する請求権	受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。 ・償還金は、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日までに支払いを開始します。 ・償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 ・受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。
換金（解約） 請求権	受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約を請求する権利を有します。 ・解約代金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 （「２ 換金（解約）手続等」をご参照ください。）

第３【ファンドの経理状況】

１　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
　なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２　四半期決算ファンドの計算期間は６ヵ月未満であるため、財務諸表は６ヵ月毎に作成しております。

３　当ファンドは、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づき、当期（平成27年3月17日から平成27年9月15日まで）の財務諸表について、ＰｗＣあらた監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】
【オーストラリアインカムオープン】
（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 ［ 平成27年3月16日現在 ］	当期 ［ 平成27年9月15日現在 ］
資産の部		
流動資産		
預金	208,622,785	274,586,453
コール・ローン	143,431,722	219,727,504
国債証券	1,527,553,410	1,712,157,545
地方債証券	111,387,210	102,869,917
特殊債券	3,793,122,572	3,345,274,318
社債券	4,594,559,837	3,673,557,046
派生商品評価勘定	213,361	2,177,034
未収入金	138,930,002	109,329,374
未収利息	119,833,891	93,672,962
前払費用	4,447,242	8,757,337
その他未収収益	6,541,264	2,231,277
差入委託証拠金	24,364,832	47,566,530
流動資産合計	10,673,008,128	9,591,907,297
資産合計	10,673,008,128	9,591,907,297
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	2,742,556	1,209,026
未払収益分配金	178,042,661	176,664,676
未払解約金	4,356,041	14,183,310
未払受託者報酬	1,417,860	1,360,604
未払委託者報酬	29,775,046	28,572,632
その他未払費用	110,565	106,095
流動負債合計	216,444,729	222,096,343
負債合計	216,444,729	222,096,343
純資産の部		
元本等		
元本	※1 9,623,927,658	※1 9,549,441,961
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※2 832,635,741	※2 △179,631,007
（分配準備積立金）	715,683,967	492,707,673
元本等合計	10,456,563,399	9,369,810,954
純資産合計	10,456,563,399	9,369,810,954
負債純資産合計	10,673,008,128	9,591,907,297

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 平成26年 9月17日 至 平成27年 3月16日	当期 自 平成27年 3月17日 至 平成27年 9月15日
営業収益		
受取利息	258,118,246	235,936,731
有価証券売買等損益	336,177,035	△133,837,361
派生商品取引等損益	△27,513,824	△21,776,176
為替差損益	△441,575,799	△675,232,595
その他収益	4,407,330	4,414,777
営業収益合計	129,612,988	△590,494,624
営業費用		
受託者報酬	2,859,039	2,796,424
委託者報酬	※1 60,039,805	※1 58,724,767
その他費用	1,999,629	1,917,401
営業費用合計	64,898,473	63,438,592
営業利益	64,714,515	△653,933,216
経常利益	64,714,515	△653,933,216
当期純利益	64,714,515	△653,933,216
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	14,247,967	△6,103,533
期首剰余金又は期首欠損金（△）	1,119,617,481	832,635,741
剰余金増加額又は欠損金減少額	102,868,455	56,317,941
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	102,868,455	56,317,941
剰余金減少額又は欠損金増加額	90,207,763	65,295,208
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	90,207,763	65,295,208
分配金	※2 350,108,980	※2 355,459,798
期末剰余金又は期末欠損金（△）	832,635,741	△179,631,007

（３）【注記表】
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１ 有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
２ デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引は個別法に基づき、金融商品取引所等における清算値段で評価しております。 為替予約取引は個別法に基づき、原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
３ その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第６０条および第６１条にしたがって処理しております。 ファンドの特定期間 当ファンドは、原則として毎年3月15日および9月15日を特定期間の末日としておりますが、前特定期間においては当該日が休業日のため、当特定期間は平成27年3月17日から平成27年9月15日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 ［ 平成27年3月16日現在 ］	当期 ［ 平成27年9月15日現在 ］
※１ 期首元本額	9,463,789,308円	9,623,927,658円
期中追加設定元本額	878,961,651円	702,719,953円
期中一部解約元本額	718,823,301円	777,205,650円
※２ 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	―	179,631,007円
３ 受益権の総数	9,623,927,658口	9,549,441,961口
４ １口当たり純資産額 （１万口当たり純資産額）	1.0865円 (10,865円)	0.9812円 (9,812円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）
前期（自 平成26年9月17日 至 平成27年3月16日）
※１ 運用に係る権限を委託するための費用
信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し、次に定める率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。

信託財産の純資産総額	
350億円未満の部分	年10,000分の25
350億円以上700億円未満の部分	年10,000分の20
700億円以上の部分	年10,000分の15

※２ 分配金の計算過程

		（ 自 平成26年9月17日 至 平成26年12月15日 ）
費用控除後の配当等収益額	A	122,098,113円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	100,501,459円
収益調整金額	C	2,082,589,779円
分配準備積立金額	D	772,749,560円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,077,938,911円
当ファンドの期末残存口数	F	9,300,882,125口
１万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,309円
１万口当たり分配金額	H	185円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	172,066,319円

		（ 自 平成26年12月16日 至 平成27年3月16日 ）
費用控除後の配当等収益額	A	93,231,975円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	―
収益調整金額	C	2,210,583,304円
分配準備積立金額	D	800,494,653円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,104,309,932円
当ファンドの期末残存口数	F	9,623,927,658口
１万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,225円
１万口当たり分配金額	H	185円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	178,042,661円

当期（自 平成27年3月17日　至 平成27年9月15日）

※１　運用に係る権限を委託するための費用

信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し、次に定める率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。

信託財産の純資産総額	
350億円未満の部分	年10,000分の25
350億円以上700億円未満の部分	年10,000分の20
700億円以上の部分	年10,000分の15

※２　分配金の計算過程

		（ 自 平成27年3月17日　至 平成27年6月15日 ）
費用控除後の配当等収益額	A	105,935,079円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	―
収益調整金額	C	2,253,012,002円
分配準備積立金額	D	688,119,388円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,047,066,469円
当ファンドの期末残存口数	F	9,664,601,212口
１万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,152円
１万口当たり分配金額	H	185円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	178,795,122円

		（ 自 平成27年6月16日　至 平成27年9月15日 ）
費用控除後の配当等収益額	A	77,739,765円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	―
収益調整金額	C	2,244,034,352円
分配準備積立金額	D	591,632,584円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,913,406,701円
当ファンドの期末残存口数	F	9,549,441,961口
１万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,050円
１万口当たり分配金額	H	185円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	176,664,676円

（金融商品に関する注記）

１　金融商品の状況に関する事項

区　分	前期 （ 自 平成26年 9月17日 至 平成27年 3月16日 ）	当期 （ 自 平成27年 3月17日 至 平成27年 9月15日 ）
１ 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同　左
２ 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同　左
	当ファンドは、運用の効率化を図るために、債券先物取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、価格変動リスク等の市場リスクおよび信用リスク等を有しております。	同　左
	当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。	同　左
	また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同　左
３ 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同　左

	当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。	同　左

2　金融商品の時価等に関する事項

区　分	前期 ［ 平成27年3月16日現在 ］	当期 ［ 平成27年9月15日現在 ］
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同　左
2 時価の算定方法	売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	同　左
	デリバティブ取引は、（デリバティブ取引等関係に関する注記）に記載しております。	同　左
	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同　左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同　左

（有価証券関係に関する注記）
売買目的有価証券

種　類	前期 ［ 平成27年3月16日現在 ］ 最終計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当期 ［ 平成27年9月15日現在 ］ 最終計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	38,319,765	30,357,881
地方債証券	1,856,494	1,060,795
特殊債券	38,571,214	37,336,119
社債券	16,472,643	△3,795,603
合計	95,220,116	64,959,192

（デリバティブ取引等関係に関する注記）
取引の時価等に関する事項
債券関連

区　分	種　類	前期［ 平成27年3月16日現在 ］			
		契約額等（円）	うち1年超	時　価（円）	評価損益（円）
市場取引	債券先物取引				
	売建	768,343,046	―	768,129,684	213,362
	買建	762,616,143	―	760,061,086	△2,555,057
合　計		1,530,959,189	―	1,528,190,770	△2,341,695

区　分	種　類	当期［ 平成27年9月15日現在 ］			
		契約額等（円）	うち1年超	時　価（円）	評価損益（円）
市場取引	債券先物取引				
	売建	1,238,109,665	―	1,238,625,650	△515,985
	買建	552,313,082	―	554,490,115	2,177,033
合　計		1,790,422,747	―	1,793,115,765	1,661,048

（注）時価の算定方法
1　先物取引の時価については、以下のように評価しております。
　原則として、直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または終値で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い終値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
2　先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3　契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

通貨関連

区　分	種　類	前期［ 平成27年3月16日現在 ］			
		契約額等（円）	うち1年超	時　価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 オーストラリアドル	92,422,500	―	92,610,000	△187,500
合　計		92,422,500	―	92,610,000	△187,500

区　分	種　類	当期［ 平成27年9月15日現在 ］			
		契約額等（円）	うち1年超	時　価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 オーストラリアドル	68,354,960	―	69,048,000	△693,040
合　計		68,354,960	―	69,048,000	△693,040

（注）時価の算定方法
1　対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
①為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。
②当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
（イ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
（ロ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
2　対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

（１）株式
該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

（単位：円）

通　貨 種　類	銘　柄	券面総額	評　価　額	備考
オーストラリアドル				
国債証券	2.75 AUST GOVT 350621	700,000.00	642,691.00	
	3.25 AUST GOVT 250421	3,800,000.00	3,976,510.00	
	3.75 AUST GOVT 370421	1,500,000.00	1,594,995.00	
	4.25 AUST GOVT 260421	500,000.00	567,570.00	
	4.5 AUST GOVT 330421	2,000,000.00	2,352,080.00	
	4.75 AUST GOVT 270421	2,400,000.00	2,848,728.00	
	5.5 AUST GOVT 230421	3,500,000.00	4,221,980.00	
	5.75 AUST GOVT 220715	3,000,000.00	3,630,450.00	
	国債証券 小 計	17,400,000.00	19,835,004.00 (1,712,157,545)	
地方債証券	4.25 AUST CAPITAL 200522	600,000.00	647,151.00	
	4.25 AUST CAPITAL 220411	500,000.00	544,576.50	
	地方債証券 小 計	1,100,000.00	1,191,727.50 (102,869,917)	
特殊債券	2.4 KFW 200702	700,000.00	690,670.40	
	2.5 INTL BK RECON 200312	500,000.00	498,199.00	
	2.5 WEST AUST TRE 200722	4,000,000.00	3,978,672.00	
	2.6 KOMMUNALBANKE 200904	500,000.00	494,758.50	
	3.5 INTL FIN CORP 180606	1,000,000.00	1,032,709.00	
	3.5 QUEENSLAND 170921	2,000,000.00	2,053,712.00	
	3.75 INTER-AMERIC 220725	500,000.00	524,628.50	
	3.75 INTL BK RECO 190123	1,000,000.00	1,043,180.00	
	4 NEWSWALES 230420	3,600,000.00	3,889,735.20	
	4 QUEENSLAND 190621	1,400,000.00	1,482,243.00	
	4 TASMANIAN PUBLI 240611	700,000.00	745,363.50	
	4.25 QUEENSLAND 230721	1,800,000.00	1,947,630.60	
	4.25 RENTENBANK 230124	800,000.00	858,930.40	
	4.25 TASMANIAN PU 220308	500,000.00	541,928.00	

	4.31 LGFV PROGRAM 211112	600,000.00	625,971.60	
	4.75 AIRSERVICES 201119	500,000.00	542,476.50	
	4.75 QUEENSLAND 250721	1,600,000.00	1,799,496.00	
	5 NEWSWALES 240820	500,000.00	580,789.00	
	5.5 LANDWIRTSCH 200309	500,000.00	560,131.00	
	5.75 INTL BK REC 201001	600,000.00	687,045.00	
	5.75 QUEENSLAND 240722	1,600,000.00	1,918,552.00	
	6 EXPORT FIN & IN 201112	900,000.00	1,042,623.00	
	6 KFW 200820	1,000,000.00	1,150,616.00	
	6 NEWSWALES 220301	2,200,000.00	2,637,725.20	
	6 QUEENSLAND 220721	1,800,000.00	2,148,993.00	
	6.25 KFW 180223	1,500,000.00	1,639,611.00	
	6.25 KFW 191204	800,000.00	916,472.80	
	6.25 LANDWIRTSCH 180413	500,000.00	549,255.50	
	6.5 EUROPEAN INVE 190807	1,900,000.00	2,172,218.70	
	特殊債券 小 計	35,500,000.00	38,754,336.40 (3,345,274,318)	
社債券	3 BHP BILLITON FI 200330	500,000.00	489,794.00	
	3.75 AUSTRALIAN 191205	500,000.00	504,479.00	
	3.75 BHP BILLITON 171018	800,000.00	812,880.80	
	3.75 COMMONWEALTH 191018	500,000.00	514,302.00	
	3.75 SUNCORP-METW 191105	500,000.00	514,844.50	
	4 SUNCORP METWAY 171109	1,200,000.00	1,235,769.60	
	4.1 JPMORGAN 180517	900,000.00	924,162.30	
	4.25 COMMONWEALTH 190424	1,000,000.00	1,046,430.00	
	4.25 MEDL2013-1A3 450822	1,000,000.00	1,025,760.00	
	4.25 NATIONAL AUS 190520	1,000,000.00	1,045,686.00	
	4.25 TOYOTA FINAN 180226	500,000.00	517,649.50	
	4.25 UNIVERSITY 210630	500,000.00	530,006.50	
	4.5 BARCLAYS B 190404	1,000,000.00	1,043,481.00	
	4.5 CROWN GROUP F 191118	500,000.00	508,165.50	
	4.5 FONTERRA COOP 210630	500,000.00	519,937.00	
	4.5 MET LIFE GLOB 190416	900,000.00	939,904.20	
	4.5 WESTPAC BANKI 190225	1,000,000.00	1,054,605.00	
	4.75 CITIGROUP IN 180205	700,000.00	727,534.50	
	4.75 UNIV OF SY 210416	500,000.00	542,935.00	
	5 AUSTRALIA PACIF 200604	500,000.00	533,919.00	
	5.25 NATIONAL WEA 171207	900,000.00	946,593.00	
	5.5 PERTH AIRPORT 210325	500,000.00	539,259.50	
	5.75 ADANI ABBOT 181101	800,000.00	811,321.60	
	5.75 AURIZON NETW 201028	500,000.00	536,420.50	
	5.75 COMMONWEALTH 170125	2,700,000.00	2,821,996.80	
	5.75 CONNECTEAST 200902	600,000.00	651,571.20	
	5.75 CROWN GROUP 170718	800,000.00	834,613.60	
	5.75 POWERCOR AU 170427	800,000.00	833,224.80	
	5.75 QPH FINANCE 200729	500,000.00	546,471.00	
	5.75 WESTPAC BANK 170206	1,900,000.00	1,988,336.70	
	6 AUS PAC AIR 151214	500,000.00	503,814.00	
	6 DBNGP FINANCE 191011	500,000.00	537,711.00	
	6 HYPOBK IN ESSEN 161130	1,000,000.00	1,027,693.00	
	6 NETWORK RAIL IN 161115	500,000.00	521,128.00	
	6 PERTH AIRPORT 200723	500,000.00	550,341.00	
	6.25 CIE FINANCEM 170130	1,500,000.00	1,571,418.00	
	6.25 MILK PTY LTD 160711	500,000.00	514,099.00	
	6.25 UNITED ENERG 170411	500,000.00	522,187.50	
	6.5 MEDL 2011-1A2 421122	1,300,000.00	1,326,141.70	
	6.75 ETSA UTILITI 160929	500,000.00	519,153.50	
	6.75 WOOLWORTHS 160322	500,000.00	510,130.00	
	7 GE CAP AUSTRALI 151008	500,000.00	501,462.50	
	7 SCENTRE GROUP T 161018	1,000,000.00	1,042,273.00	
	7.25 CALTEX AUST 181123	900,000.00	1,006,209.00	
	7.25 COMMONWEALTH 160311	500,000.00	510,209.00	
	7.625 MORGAN STAN 160303	1,000,000.00	1,022,014.00	
	8 BRISBANE AIRPOR 190709	500,000.00	581,846.50	
	8.75 DEXUS FINANC 170421	500,000.00	543,586.00	
	FRN(IN)AUST&NZBAN 220620	800,000.00	815,920.00	
	STEP AUS PAC AIR 160825	600,000.00	622,363.20	

	STEP NATIONAL WEA 260616	500,000.00	509,367.50	
	STEP SGSP AUSTRAL 170221	700,000.00	729,152.90	
	STEP SUNCORP-METW 161206	1,000,000.00	1,027,152.00	
社債券 小 計		40,800,000.00	42,557,426.40 (3,673,557,046)	
オーストラリアドル 小 計		94,800,000.00	102,338,494.30 (8,833,858,826)	
合　　計		—	8,833,858,826 (8,833,858,826)	

（注1）通貨の種類ごとの小計欄の(　)内は、邦貨換算額であります。
（注2）合計金額欄の(　)内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

通　貨	銘　柄　数		組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
オーストラリアドル	国債証券	8銘柄	19.38%	19.38%
	地方債証券	2銘柄	1.16%	1.16%
	特殊債券	29銘柄	37.87%	37.87%
	社債券	53銘柄	41.58%	41.58%

第２　信用取引契約残高明細表
　該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
　（デリバティブ取引等関係に関する注記）に記載しております。

２【ファンドの現況】
【純資産額計算書】

平成27年9月30日現在
（単位：円）

Ⅰ 資 産 総 額	9,185,730,254
Ⅱ 負 債 総 額	13,429,265
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	9,172,300,989
Ⅳ 発 行 済 口 数	9,547,488,235 口
Ⅴ １口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	0.9607 （ １万口当たり 9,607 ）

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換
委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
したがって、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（２）受益者等に対する特典
該当事項はありません。

（３）譲渡制限の内容
譲渡制限はありません。

（４）受益権の譲渡
①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（５）受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（６）受益権の再分割
委託会社は、受託会社と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（７）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

報告書代替書面における「委託会社等の概況」の記載のとおりです。
報告書代替書面については、（http://www.am.mufg.jp/corp/profile/accounting.html）でもご覧いただけます。

２【事業の内容及び営業の概況】

報告書代替書面における「事業の内容及び営業の概況」の記載のとおりです。

３【委託会社等の経理状況】

報告書代替書面における「委託会社等の経理状況」の「冒頭書面」の記載のとおりです。

（１）【貸借対照表】

報告書代替書面における「委託会社等の経理状況」の（１）「貸借対照表」の記載のとおりです。

（２）【損益計算書】

報告書代替書面における「委託会社等の経理状況」の（２）「損益計算書」の記載のとおりです。

（３）【株主資本等変動計算書】

報告書代替書面における「委託会社等の経理状況」の（３）「株主資本等変動計算書」の記載のとおりです。

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

５【その他】

①定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

②訴訟事件その他重要事項

委託会社は平成27年７月１日に国際投信投資顧問株式会社と合併し、商号を三菱ＵＦＪ国際投信株式会社に変更しました。

上記以外、該当事項はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）受託会社

①名称：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
②資本金の額：324,279百万円（平成27年３月末現在）
③事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

（２）販売会社

①名称	②資本金の額 （平成27年３月末現在）	③事業の内容
株式会社北海道銀行	93,524　百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社東邦銀行	23,519　百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社横浜銀行	215,628　百万円	銀行業務を営んでいます。
カブドットコム証券株式会社	7,196　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社ＳＢＩ証券	47,937　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
マネックス証券株式会社	12,200　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
浜銀ＴＴ証券株式会社	3,307　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

（３）再委託先

①名称：ＵＢＳアセット・マネジメント（オーストラリア）リミテッド
②資本金の額：20.075百万豪ドル（平成27年９月末現在）
③事業の内容：投資運用業務を営んでいます。

２【関係業務の概要】

（１）受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。

（２）販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

（３）再委託先：委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、ファンドにおける運用の指図を行います。

３【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（平成27年９月末現在）
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社は委託会社の株式の51.0%（107,855株）を所有しています。
（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が３％以上のものを記載しています。

第３【参考情報】

１　当特定期間において、次の書類を関東財務局長に提出しております。

平成27年７月１日	臨時報告書
平成27年６月30日	有価証券届出書の訂正届出書
平成27年６月15日	有価証券報告書、有価証券届出書の訂正届出書
平成27年４月１日	臨時報告書

２　その他

（１）目論見書の表紙にロゴマーク、図案およびキャッチ・コピーを採用すること、またファンドの形態、申込みに係る事項などを記載することがあります。

（２）投資信託説明書（請求目論見書）に信託約款を掲載します。

（３）目論見書に以下の内容を記載することがあります。
・当ファンドの受益権の価額は、公社債等の有価証券市場の相場変動、組入有価証券の発行者の信用状況の変化、為替市場の相場変動等の影響により変動し、下落する場合があります。したがって、投資家のみなさまの投資元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。
・当ファンドは、一定の運用成果を保証するものではありません。
・運用により信託財産に生じた損益はすべて投資家のみなさまに帰属します。
・投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
・金融商品取引業者以外の金融機関は、投資者保護基金に加入しておりません。
・当ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

（４）目論見書は電磁的方法により提供されるほか、インターネット、電子媒体等に掲載されることがあります。

（５）投信評価機関、投信評価会社等からファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティングを使用することがあります。

（６）目論見書は「投資信託説明書」を別称として使用します。

（７）目論見書に委託会社のホームページアドレスのほか、モバイルサイトのアドレス（当該アドレスをコード化した図形等を含みます。）等を掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨のご案内を記載することがあります。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成27年10月28日

三 菱 Ｕ Ｆ Ｊ 国 際 投 信 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

PwCあらた監査法人

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　柴　毅　印

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　大畑　茂　印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているオーストラリアインカムオープンの平成27年３月17日から平成27年９月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オーストラリアインカムオープンの平成27年９月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。